

自己理解の自由としての表現の自由

村山正碩

1. 導入

本稿では、表現の自由をめぐるジョナサン・ギルモアの議論を検討し、その問題の指摘と改善を行う。世界人権宣言や日本国憲法にもあるように、表現の自由は基本的人権の一つとして広く認められている。他方で、ヘイトスピーチやポルノグラフィをめぐる近年の激しい議論が象徴するように、いつ、なぜ表現の自由に制限を課すべきかという根深い問題も存在している。表現の自由は無制限に認められるわけではないかもしれない。とはいえ、表現の自由を全面的に否定することは受け入れがたいに違いない。

ここで、私たちは表現の自由をめぐる原理的な問いに直面する。そもそも、表現の自由がもたらす価値とは何か。言い換えれば、表現の自由を保障すべき根拠は何か。これは、表現規制をめぐる問題によりよく対処するためにも無視することのできない問いである⁽¹⁾。この問いに応答するため、本稿はギルモアの議論を参照する。ギルモアの議論は二つの特徴をもつ。第一に、彼の議論は話者の利益に基づいて展開される。表現の自由の擁護論は聴者の利益のみに基づいて展開されることが少なくないが、そのようなアプローチは話者の利益を見過ごしている点で不十分だと彼は主張する。話者の利益に基づく議論は先行研究にも見られるが、そこで表現の自由は個人の自己実現を保障したり、構成したりするものとして擁護される。しかし、そこで自己実現の内実は必ずしも明らかではない。ギルモアの議論の第二の特徴は、表現の自由に関わる自己実現の内実を具体化する点にある。彼によれば、話者が自分の思考や信念、欲求を表現することは自分自身を理解するうえで基本的な役割を果たす。興味深いことに、この点は第一に画家が絵を描くといった芸術制作に関して指摘され、ついで表現行為一般へと拡張されるかたちで議論される。ギルモアの議論が正しければ、私たちは表現行為を行うことなしには自分自身を十分に理解することが困難であるか、不可能である。

本稿では、この議論には無視できない問題が存在することを指摘する。表現行為は表現的プロセスと表現的伝達という二つの段階をもちうるが、ギルモアの議論はこの点に留意しておらず、表現の自由の部分的な正当化、すなわち、表現的プロセスの自由の正当化にしか成功していない。ただし、彼の議論は表現的伝達の自由を正当化するための資源を提供しており、さらなる議論のための足がかりが得られる。他方で、ギルモアの議論は消極的自由と積極的自由の区別を導入し、表現の自由の積極的性格を明らかにしている点で興味深く、本稿はこの論点を再び表現的プロセスと表現的伝達の区別を用いて明確化する。

2. 聴者志向の理論と話者志向の理論

表現の自由の価値をめぐる議論では、どの立場の利益に注目するかに応じて、聴者志向の理論と話者志向の理論という二つのアプローチがあると整理することができる⁽²⁾。そして、本稿で扱うギルモアの議論⁽³⁾は後者に位置づけられる。

聴者志向の理論の代表例は、「思想の自由市場」と呼ばれる見解である⁽⁴⁾。これによれば、真理を発見したり、知識を補強したりするためには、開かれた議論の場が必要であり、ゆえに表現の自由は価値をもつ。この説明では、表現の自由の価値は、意見を発信することなく、発信された多様な意見にアクセスし、それらの確からしさを検討するだけでも獲得できる（逆に、自分の意見を発信するだけで他者の意見を聞かない場合には獲得できない）。ここで、表現の自由の価値は私たちが聴者として得られる利益と見なされている。聴者志向の理論には他の種類の見解も見られるが、ギルモアの考えでは、いずれにせよ、それらは話者の利益を見過ごしている点で不十分である。本稿では、聴者志向の理論の包括性を検討せず、もっぱらギルモアの理論の説明力に焦点を当てる⁽⁵⁾。

話者志向の理論は、聴者志向の理論とは対照的に、表現の自由の価値を私たちが表現者として得られる利益と見なす。すでに一つの伝統となっている見解によれば、表現行為が個人の自己実現を保障したり、構成したりするかぎりでは、表現の自由は価値

をもつ。ギルモアもこの見解を受け入れるが、先行研究では、自己実現の内実が明確でなかったり、直観に訴えるだけに留まっていたりすると指摘している。この点を問題視して、ギルモアは表現行為が保障し、構成するものとしての自己実現の内実を捉えることを目指す。

3. 実現としての表現

ギルモアは自己理解の観点から表現の自由と自己実現を結びつける。そして、自分の心的状態（思考や信念、欲求など）を表現する過程は自己実現の過程でもありうると主張する。その際に導入されるのが、「実現としての表現」という考え方である⁽⁶⁾。ギルモアは、「実現 (realization)」に二つの用法があることを指摘している。まず、表現は思考を公的にアクセス可能な形式に変換しているという意味で、それを実現させていると言える。たとえば、「 $1 + 1 = 2$ 」という思考をメモ帳に書くケースがこれに当てはまるだろう。このとき、表現は思考の内容をそのまま引き継ぐことになる。

次に、「実現」には「公示 (exposure)」の意味だけでなく、「存在させる (bringing into being)」という意味もある。ここで、実現は既存の事柄の再提示ではなく、事柄そのものを構成することを指す。例としては、設計図にある建築を実現させたり、生活において幸福を実現させたりすることが挙げられるが、これらと同様、信念や欲求を表現することは信念や欲求を（単に再提示するのではなく）構成する役割を果たしうるとされる。

興味深いことに、この点を示すためにギルモアが取り上げるのは芸術制作である。

画家は作品を生み出す過程に依存して、作品制作のゴールが本当のところ何であるかを知るようになるかもしれない。ある要素を加えたり、別の要素を加えたりすること、そうして満足したり、不満を覚えたりすること、そして、なぜ作品のある特徴が正しく見え、別の特徴はそうでないかを反省すること、これらはすべて、作品の発展の一部であり、言い換えれば、その作品が何であり、何でなければ

ばならないかを把握することの一部である。芸術家が作品で表現したいことは、作品を制作する過程ではじめて浮かび上がるかもしれない。(7)

絵画制作では、どんな作品を描きたいかという作者の意図自体が実際に描く作業を通して具体化されていき、やがて作者はそれを知ることのできる立場に置かれる、ということだ。デレク・マトラバースはこれに関連する議論を行っている(8)。

芸術制作はそれ自体、自分が何をしているかについて芸術家が明確な考えをもつ可能性が低い特別なケースである。芸術家は芸術制作を行う前から明確なアイデアをもっており、その課題はただ、そのアイデアを伝える手段となる何かの制作であるとする芸術の単純な伝達説は、芸術的努力の一般的説明として説得的ではない。もちろん、うまく当てはまるケースもときにあるだろう。しかし、より典型的なケースでは、芸術家は自分のやりたいことについていくぶん漠然とした見解しかもたず、その見解を具体化すべくメディアムを用いて作業するだろう。(9)

ここで言われる「単純な伝達説」はギルモアの言う「実現」の第一の用法に対応し、「より典型的なケース」は第二の用法に対応するものとして理解することができる。そして、芸術制作において芸術家が後者の意味で自身の心的状態を実現＝構成するという点は、多くの文献で指摘されているものである(10)。ただし、ギルモアが注意を促しているように、この現象が他の種類の、より日常的な表現行為にも見られうる点を見逃してはならない。ヴィンセント・トマスは、「いままで言葉にしたことのない何かを言葉にしようと試みる」(11)状況を記述することで、この点を明示している。

そのような場面では、いつも自分が話していることに耳を傾けるものだが、ある文を口にしてから、それが自分の言いたいことを表現していないという理由でそれを撤回し、別の文に置き換えようとする。(12)

私はじっくりくる言葉を見つけることで、漠然としていた思考はより具体的になり、

それとともに、私は自分が本当に言いたかったことを理解する。

ギルモアが表現の自由の擁護論を展開する際に訴えるのは、表現一般が潜在的に上記の役割を果たしうることである。すなわち、私たちが話者として表現行為に対してもつ利益の一つは、自分の心的状態に言語や他の公的形式を用いて形を与えなければ、それが正確には何であるかがよくわからないことが多い点に由来する。一言で言えば、ギルモアの立場とは自己理解の自由として表現の自由を捉えるものである。

ギルモアはこの論点をさまざまに肉づけしているが、そのうち二点を確認しよう。まず、自分の心的状態を表現することは、それを他人に直接伝える（例：言語で言い表す）ことに限定されるわけではない。たとえば、私たちは自分が支持していると考えた道徳的・政治的原則に従って実際に生活を送ることで、その原則を表現していると言えることができる。その場合でも、生活を送るなかで、私はそこで考えていた原則に反する行動をとることが多く、ゆえに実際にはそれを支持していなかったことが判明するかもしれない（この例の一つの教訓は、私たちは自分の心的状態をよく理解していないことを自覚せず、わかったつもりになることがあるということである）。

二点目として、表現は一種の達成である。何かが達成であるということは、それが失敗しうることを含意し、言い換えれば、私たちは自分の心的状態の表現に失敗することがある。ギルモアはその要因として「適切な用語の欠如、内省の欠如、他者との交流の欠如など」⁽¹³⁾を挙げている。以下で改めて言及するが、この論点はギルモアの議論を興味深いものになっている。

4. 表現的プロセスと表現的伝達

ギルモアは議論を展開する際に一つの譲歩を行っており、これはきわめて重要なものである。ここでの問題は、自分の心的状態を明らかにしていくプロセスが純粹に内行的に行われうること、言い換えれば、表現は不要だということである。ギルモア自身が認めるように、自分が何を信じているかといったことを探るとき、それを口に出したり、紙に記したりする必要はない。したがって、私たちが話者として表現行為に対

してもつ利益は、暗黙に行われうる「試行錯誤をともなう定式化」⁽¹⁴⁾にあると言えるのではないか。この疑問に対して、ギルモアの応答は、定式化が内的に達成されうることを認めつつ、公的表現がもつ動機づけの力を強調する、というものだ。曰く、「自分の言いたいことは、それを言おうと試みることで発見されることが多い」⁽¹⁵⁾。

この応答には二つの問題がある。第一に、ギルモアは譲歩しすぎている。公的表現の力は動機づけに留まらない。心的状態の定式化を純粹に内的に行うことには大きな限界があるため、私たちは公的表現に頼らざるをえないことが多いのだ。たとえば、画家の場合、心的イメージと視覚イメージには大きな違いがあるため、手を動かすことなく自分の描きたいものを内的に定式化することはできない⁽¹⁶⁾。また、言語を用いる場合であっても、ごく単純な思考を除き、複雑な計算をしたり、哲学的探究を行ったりする際は、紙やペン、コンピュータなどの外的デバイスを用いて作業することがほとんど欠かせないはずだ⁽¹⁷⁾。

第二に、ギルモアの議論が抱えるより実質的な問題は、表現に関する一つの概念的区別を意識していない点にある。ギルモアは表現を外的なものに見なし、これを心的状態の内的な定式化と区別しているが、この区別は不十分である。村山正碩が指摘しているように、表現は制作行為としての表現（表現的プロセス）と伝達行為としての表現（表現的伝達）の二つに区別できる⁽¹⁸⁾。自分の思考に形を与え、定式化するとき、私たちは表現的プロセスに取り組んでいるが、それを他者に伝えるとき、私たちは表現的伝達に取り組んでいる。この二つの段階は切り離し可能であり、表現的プロセスだけに取り組み、表現的伝達を行わないことは可能である（日記は一般にそのようなものだろう）。ギルモアは表現を公的なものに見なししているが、その際に表現的プロセスが外的デバイスを用いて行われることと、表現的伝達が（表現的プロセスに加えて）行われることが別の問題であることをうまく考慮できていない。

表現的プロセスと表現的伝達の区別を踏まえると、ギルモアの議論は表現的伝達の正当化に成功していないことがわかる。たしかに、私たちは表現的プロセスに従事することなしには自分自身をうまく理解できない（そして、このプロセスを遂行するには外的デバイスを用いる必要がときにある）かもしれないが、これは表現的伝達の規制を拒むための理由にはならないように思われる。実際のところ、表現の自由が社会において

問題になるのは表現的伝達、つまり表現の公表の是非をめぐってのことであることが非常に多く、これは深刻な問題である。ところが、ギルモアの見解では、表現的伝達に〈表現的プロセスの動機づけ〉という補助的な力しか認めることができず、頼りないものとなっている。これでは、政府が表現の公表を規制し、表現的プロセスを促進する代替的な政策を打ち出すことを許容してしまいかねない。

ただし、ギルモアの議論はさらなる応答のための資源を提供するものでもある。そこには多様な表現行為が登場するが、これらは二つのカテゴリーに分類することができる。第一のカテゴリーには、表現的プロセスと表現的伝達を実践上切り離しうるケースが含まれ、絵画制作はその典型例である。第二のカテゴリーには、それらを実践上切り離しえないケースが含まれ、会話や議論がこれに該当する。会話や議論は相互行為であるため、表現的伝達なくして表現的プロセスを行うことができない。それゆえ、表現的プロセスを包括的に擁護することが正当化されるならば、相互的な表現行為にかぎり、表現的伝達も擁護される。

また、ギルモアの議論にはより包括的な擁護論につながる記述もある。表現的伝達を行うとき、私たちは「相手の反応に照らして、その表現が意図したとおりに理解されているかを確かめること」⁽¹⁹⁾で、表現の適切さを判断することができる。この点は脚注で簡単に言及されるにすぎないが、表現行為一般に適用できるものであり、このように他者の視点を取り入れることによってより深い自己理解の獲得が期待できるならば、自己理解の観点から表現的伝達の自由を根拠づけることができるかもしれない。

本稿では、これらの論点を十分に展開することができないため、今後の課題とせざるをえない。その代わり、表現的プロセスと表現的伝達の区別がギルモアの議論の明確化に貢献することを示すもう一つの論点を最後に扱いたい。

5. 消極的自由と積極的自由

ギルモアは自身の議論を締めくくるうえで、二つの自由概念、消極的自由と積極的

自己理解の自由としての表現の自由

自由の区別に言及している。そして、従来の議論では、表現の自由がもっぱら規制や検閲に関わる消極的なものとして論じられることが多いが、自分の見解はそれらとは違い、表現の自由が積極的性格をもち、政府にある種の働きかけを求めるものだという事に注意を促すものだと指摘している。ここでのポイントは、3節の最後で述べたように、表現が一種の達成であり、「適切な用語の欠如、内省の欠如、他者との交流の欠如など」のために失敗しうるということである。

表現は、ただ政府が制限を設けないということによって保障されるわけではなく、ゆえに表現の自由の権利は、表現の達成を可能にする手段を政府が提供する義務をある程度生じさせるとギルモアは考える。政府は、国民の自己実現にコミットするならば、「表現能力とその行使が依存する基盤（例：教育、リテラシー、メディアの多様性）」⁽²⁰⁾を無視すべきではないのである⁽²¹⁾。この結論はきわめて示唆に富んでいるが、十分に明確化されていない点もある。すなわち、表現的プロセスと表現的伝達の区別である。表現能力の基盤を問題にすると、そこに関わっているのは表現的プロセスであって、表現的伝達ではないと考えるべきだろう⁽²²⁾。いずれにせよ、本稿の整理に従うと、ギルモアの議論が真に注目に値するのは、それが表現的伝達に先立つ表現的プロセスの役割に着目し、さらには、その自由が積極的性格をもつことを明らかにした点にこそあると言える。表現の自由について考えるとき、私たちが表現的伝達の自由を、また規制や検閲に関わるその消極的性格に注目しがちであることを考えると、その着眼点の独自性がよくわかるだろう。

チャールズ・テイラーは、人間の自由を論じる際に「真に、または完全に自由であるためには、人は実際に自己理解を行使しなければならない」⁽²³⁾と述べている。この主張が正しければ、本稿が論じた意味で、表現の自由は人間の自由の基礎をなすと言えよう⁽²⁴⁾。

註

- (1) もちろん、表現の自由を根拠づける価値を明らかにしたとして、その価値によって表現の自由が全面的に認められるということは帰結しない。他の価値（例：健康、尊厳）が優先されるべきであるならば、その価値を根拠に表現規制が認められる余地がある。そして、このように諸価値

自己理解の自由としての表現の自由

のバランスを考えるためにも、表現の自由を根拠づける価値を明らかにする作業は不可欠なのである。

(2) Cf. Bonotti, Matteo and Jonathan Seglow, “Freedom of expression,” 2021. *Philosophy Compass*, vol. 16, no. 7, 2021, e12759; 稲積重幸「表現の自由の価値に関する一再考：聞き手と話し手と政府言論」『札幌大学総合論叢』2011年、31号、9-29頁。

(3) Gilmore, Jonathan, “Expression as Realization: Speakers’ Interests in Freedom of Speech,” *Law and Philosophy*, vol. 30, 2011, pp. 517-539.

(4) Cf. Warburton, Nigel, *Free Speech: A Very Short Introduction*, Oxford, Oxford University Press, 2009, ch. 2. (邦訳『「表現の自由」入門』(森村進・森村たまき訳) 岩波書店、2015年)

(5) ギルモアは自身の理論が包括的だと主張しているわけでもなく、むしろあらゆる表現の自由の包括的な理論が反映すべき話者の利益を示すものだと考えており、聴者志向の理論と話者志向の理論が相補的でありうることを認めている。

(6) Gilmore, *op. cit.*, sec. 2.

(7) *Ibid.*, p. 529.

(8) Matravers, Derek, *Introducing Philosophy of Art: In Eight Case Studies*, New York, Routledge, 2014, ch. 5.

(9) *Ibid.*, p. 98.

(10) Collingwood, R. G., *The Principles of Art*, Oxford, Oxford University Press, 1938. (邦訳『芸術の原理』(近藤重明訳) 勁草書房、1973年) ; Tomas, Vincent, “Creativity in Art,” *Philosophical Review*, vol. 67, 1958, pp. 1–15; Mace, Mary-Anne and Tony Ward, “Modeling the Creative Process: A Grounded Theory Analysis of Creativity in the Domain of Art Making,” *Creativity Research Journal*, vol. 14, no. 2, 2002, pp. 179–192; Nelson, Barnaby and David Rawlings, “Its own reward: a phenomenological study of artistic creativity,” *Journal of Phenomenological Psychology*, vol. 38, no. 2, 2007, pp. 217-255; Ridley, Aaron, *The Deed is Everything: Nietzsche on Will and Action*, Oxford, Oxford University Press, 2018.

(11) Tomas, *op. cit.*, p. 13.

(12) *Ibid.*

(13) Gilmore, *op. cit.*, p. 534.

(14) *Ibid.*, p. 533.

(15) *Ibid.*

(16) Cf. 西村清和『現代アートの哲学』産業図書、1995年、2章。

(17) Cf. Van Woudenberg, René, *The Epistemology of Reading and Interpretation*, Cambridge,

Cambridge University Press, 2021, ch. 6.

(18) 村山正碩「表出性と創造性:表出説を改良する」『新進研究者 Research Notes』2022年、5号、11-18頁。村山は前掲論文において“expression”の訳語として「表出」を用いているが、ここでは「表現」で統一する。

(19) Gilmore, *op. cit.*, p. 533.

(20) *Ibid.*, p. 538.

(21) これはミランダ・フリッカーの論じる「解釈的不正義」と部分的に重なる論点だと言える。(Fricker, Miranda, *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*, Oxford, Oxford University Press, 2007, ch. 7.)

(22) ギルモアは言及していないが、表現的伝達の自由に関しても積極的性格を考えることができるだろう。たとえば、干渉を受けていないにもかかわらず、話者が自分の表現を望む相手に届けることができない場合、表現的伝達の点で積極的自由を欠いていると言うことができ、この状況では政府の働きかけが何らかの仕方で要請されるかもしれない。

(23) Taylor, Charles, “What's Wrong With Negative Liberty,” In *Philosophy and the Human Sciences: Philosophical Papers 2*, Cambridge, Cambridge University Press, 1985, p. 229; cf. 釜土詳二「バーリンとテイラーにおける「自由」概念の差異：多元性を擁護する「自由」にかんする比較思想的考察」『異文化・論文編』2016年、17巻、103-129頁。

(24) ギルモア自身、個人の行為が自由で自律的であるための条件として、自分の信念や欲求、コミットメントに従うことだけでなく、それらの心的状態を合理的に評価する能力が含まれるとし、表現行為はそうした合理的評価に貢献すると手短かに述べている (Gilmore, *op. cit.*, p. 537)。